

鹿角市告示第 1 号

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年鹿角市条例第 1 号）

第 4 条第 1 項の規定に基づき、鹿角市先人顕彰館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 月 6 日

鹿角市長 児 玉 一

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設名称	指定管理者となる団体の名称 及び事務所の所在地	指定の期間
鹿角市先人顕彰館	内藤湖南先生顕彰会 鹿角市十和田毛馬内字柏崎 3 番地 2	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで (3 年)